

平成25年第1回飛騨市議会定例会議事日程

平成25年3月21日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第6号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第7号	飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案第8号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第5	議案第9号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第6	議案第10号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第7	議案第11号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第8	議案第12号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
第9	議案第13号	飛騨市保健センター条例の一部を改正する条例について
第10	議案第14号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第11	議案第15号	飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例について
第12	議案第16号	指定管理者の指定について(飛騨市釜崎屋内ゲートボール場)
第13	議案第17号	飛騨市育英基金条例の一部を改正する条例について
第14	議案第18号	飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第15	議案第19号	古川国府給食センター利用組合規約の変更について
第16	議案第20号	指定管理者の指定について(飛騨市文化交流センター)
第17	議案第21号	指定管理者の指定について(飛騨市友雪館)
第18	議案第22号	財産の無償譲渡について(飛騨市流葉ふれ愛センター)
第19	議案第76号	新市まちづくり計画の変更について
第20	議案第77号	飛騨市新型インフルエンザ等対策本部条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第23号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
第22	議案第24号	飛騨市企業振興条例の一部を改正する条例について
第23	議案第25号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
第24	議案第26号	飛騨市商工業振興資金利子補給条例を廃止する条例について
第25	議案第27号	指定管理者の指定について(地域交流センター船津座)
第26	議案第28号	数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第27	議案第29号	平畦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第28	議案第30号	稲越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第29	議案第31号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第30	議案第32号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第31	議案第33号	漆山辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第32	議案第34号	茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第33	議案第35号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第34	議案第36号	飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について
第35	議案第37号	飛騨市農業支援協議会条例について
第36	議案第38号	飛騨市新規就農者支援基金条例の一部を改正する条例について
第37	議案第39号	飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例について
第38	議案第40号	飛騨市地鶏育成施設条例を廃止する条例について
第39	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデン)
第40	議案第42号	指定管理者の指定について(飛騨市林業総合センター)
第41	議案第43号	指定管理者の指定について(万波牧場)
第42	議案第44号	財産の無償譲渡について(古川町笹ヶ洞廻り洞地内分収造林地)

日程番号	議案番号	事 件 名
第43	議案第45号	財産の無償貸付けについて(飛騨市地鶏育成施設)
第44	議案第46号	財産の無償貸付けについて(飛騨市高品質堆肥製造施設)
第45	議案第47号	飛騨市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
第46	議案第48号	指定管理者の指定について(三之町まちづくりセンター)
第47	議案第61号	平成25年度飛騨市一般会計予算
第48	議案第62号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第49	議案第63号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第50	議案第64号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計予算
第51	議案第65号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算
第52	議案第66号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
第53	議案第67号	平成25年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第54	議案第68号	平成25年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
第55	議案第69号	平成25年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
第56	議案第70号	平成25年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第57	議案第71号	平成25年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第58	議案第72号	平成25年度飛騨市情報施設特別会計予算
第59	議案第73号	平成25年度飛騨市給食費特別会計予算
第60	議案第74号	平成25年度飛騨市水道事業会計予算
第61	議案第75号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第62		総務常任委員会調査報告について
第63		産業常任委員会調査報告について
第64		議会改革特別委員会調査報告について

日程番号	議案番号	事 件 名
第65	発議第3号	飛騨市議会基本条例の一部を改正する条例について
第66	発議第4号	飛騨市議会議員政治倫理行為規範について
第67	発議第5号	飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例について

平成25年第1回飛騨市議会定例会議事日程(追加)

平成25年3月21日 午後1時30分

日程番号	議案番号	事	件	名
追加第1		議長の辞職の件について		
追加第2		議長の選挙		
追加第3		副議長の辞職の件について		
追加第4		副議長の選挙		

平成25年第1回飛騨市議会定例会議事日程(追加)

平成25年3月21日

日程番号	議案番号	事 件 名
追加第5		常任委員の選任
追加第6		議会運営委員会委員の選任
追加第7	発議第6号	広報広聴特別委員会設置に関する決議
追加第8	発議第7号	議員定数等特別委員会設置に関する決議
追加第9	発議第8号	飛騨市議会政治倫理審査会規程について
追加第10		古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙
追加第11	議案第79号	飛騨市監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて
追加第12		各種委員の選任
追加第13		閉会中の審査の申し出について(総務常任委員会)
追加第14		閉会中の審査の申し出について(産業常任委員会)
追加第15		閉会中の審査の申し出について(議会運営委員会)

## 本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第6号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第7号	飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第8号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第9号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第10号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第11号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第12号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第13号	飛騨市保健センター条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第14号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第11	議案第15号	飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第16号	指定管理者の指定について(飛騨市釜崎屋内ゲートボール場)
日程第13	議案第17号	飛騨市育英基金条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第18号	飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第19号	古川国府給食センター利用組合規約の変更について
日程第16	議案第20号	指定管理者の指定について(飛騨市文化交流センター)
日程第17	議案第21号	指定管理者の指定について(飛騨市友雪館)
日程第18	議案第22号	財産の無償譲渡について(飛騨市流葉ふれ愛センター)
日程第19	議案第76号	新市まちづくり計画の変更について
日程第20	議案第77号	飛騨市新型インフルエンザ等対策本部条例について
日程第21	議案第23号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第24号	飛騨市企業振興条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第25号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第26号	飛騨市商工業振興資金利子補給条例を廃止する条例について
日程第25	議案第27号	指定管理者の指定について(地域交流センター船津座)
日程第26	議案第28号	数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第27	議案第29号	平畦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第28	議案第30号	稲越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第29	議案第31号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第30	議案第32号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第31	議案第33号	漆山辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第32	議案第34号	茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第33	議案第35号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第34	議案第36号	飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について
日程第35	議案第37号	飛騨市農業支援協議会条例について
日程第36	議案第38号	飛騨市新規就農者支援基金条例の一部を改正する条例について
日程第37	議案第39号	飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例について
日程第38	議案第40号	飛騨市地鶏育成施設条例を廃止する条例について
日程第39	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデン)

日程第40	議案第42号	指定管理者の指定について(飛驒市林業総合センター)
日程第41	議案第43号	指定管理者の指定について(万波牧場)
日程第42	議案第44号	財産の無償譲渡について(古川町笹ヶ洞廻り洞地内分収造林地)
日程第43	議案第45号	財産の無償貸付けについて(飛驒市地鶏育成施設)
日程第44	議案第46号	財産の無償貸付けについて(飛驒市高品質堆肥製造施設)
日程第45	議案第47号	飛驒市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第46	議案第48号	指定管理者の指定について(三之町まちづくりセンター)
日程第47	議案第61号	平成25年度飛驒市一般会計予算
日程第48	議案第62号	平成25年度飛驒市国民健康保険特別会計予算
日程第49	議案第63号	平成25年度飛驒市後期高齢者医療特別会計予算
日程第50	議案第64号	平成25年度飛驒市介護保険特別会計予算
日程第51	議案第65号	平成25年度飛驒市簡易水道事業特別会計予算
日程第52	議案第66号	平成25年度飛驒市公共下水道事業特別会計予算
日程第53	議案第67号	平成25年度飛驒市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第54	議案第68号	平成25年度飛驒市農村下水道事業特別会計予算
日程第55	議案第69号	平成25年度飛驒市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第56	議案第70号	平成25年度飛驒市下水道汚泥処理事業特別会計予算
日程第57	議案第71号	平成25年度飛驒市駐車場事業特別会計予算
日程第58	議案第72号	平成25年度飛驒市情報施設特別会計予算
日程第59	議案第73号	平成25年度飛驒市給食費特別会計予算
日程第60	議案第74号	平成25年度飛驒市水道事業会計予算
日程第61	議案第75号	平成25年度飛驒市国民健康保険病院事業会計予算
日程第62		総務常任委員会調査報告について
日程第63		産業常任委員会調査報告について
日程第64		議会改革特別委員会調査報告について
日程第65	発議第3号	飛驒市議会基本条例の一部を改正する条例について
日程第66	発議第4号	飛驒市議会議員政治倫理行為規範について
日程第67	発議第5号	飛驒市議会政務活動費の交付に関する条例について
追加日程第1		議長の辞職の件について
追加日程第2		議長の選挙
追加日程第3		副議長の辞職の件について
追加日程第4		副議長の選挙
追加日程第5		常任委員の選任 ◆各常任委員会開催 正・副委員長の互選
追加日程第6		議会運営委員会委員の選任 ◆議会運営委員会開催 正・副委員長の互選
追加日程第7	発議第6号	広報広聴特別委員会設置に関する決議 ◆広報広聴特別委員会開催 正・副委員長の互選
追加日程第8	発議第7号	議員定数等特別委員会設置に関する決議 ◆議員定数等特別委員会開催 正・副委員長の互選
追加日程第9	発議第8号	飛驒市議会政治倫理審査会規程について ◆政治倫理審査会開催 会長の互選、職務代理者の指名
追加日程第10		古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙

追加日程第11	議案第79号	飛騨市監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて
追加日程第12		各種委員の選任
追加日程第13		閉会中の審査の申し出について(総務常任委員会)
追加日程第14		閉会中の審査の申し出について(産業常任委員会)
追加日程第15		閉会中の審査の申し出について(議会運営委員会)

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田	嶋	清和	安彦
3番	洞	中	勝和	憲正
4番	野	口	和武	彦彦
5番	後	村	明良	郎次
6番	福	藤	真邦	子
7番	菅	田	希	男
8番	内	沼	幸	徳
9番	森	海	寛	文
10番	高	下	博	一
11番	谷	原	寛	子
12番	天	口	恵	美
13番	葛	充		
14番	山	木		
15番	池	谷		
16番	籠	下		
17番		田		
		山		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山	本	幸	一
教育長	中	野	正	一文
会計管理者	小	倉	孝	廣昌
総務部長	水	上	雅	昌
財政課長	藤	井	義	千
教育委員会事務局長	沖	村	三	一
企画商工観光部長	岩	塚	泰	男子
環境水道部長	谷	澤	敦	子
市民福祉部長	石	腰		豊
農林部長	飯	島	昭	憲
基盤整備部長	沢	之	向	光
消防長	川	上	清	秋
病院管理室長	谷	口	富	之
国体推進室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野	村	重	昭
書記	竹	原	美	香

( 開議 午前10時00分 )

◆開議

◎議長（天木幸男）

本日の出席議員は全員であります。執行部では、沖村企画商工観光部長が公務のため午後から退席いたします。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（天木幸男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により7番、福田武彦君、8番、菅沼明彦君を指名いたします。

◆日程第2 議案第6号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
から

日程第18 議案第22号 財産の無償譲渡について（飛騨市流葉ふれ愛センター）

日程第19 議案第76号 新市まちづくり計画の変更について

日程第20 議案第77号 飛騨市新型インフルエンザ等対策本部条例について

◎議長（天木幸男）

日程第2、議案第6号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第18、議案第22号、財産の無償譲渡について（飛騨市流葉ふれ愛センター）および日程第19、議案第76号、新市まちづくり計画の変更について、および日程第20、議案第77号、飛騨市新型インフルエンザ等対策本部条例についてまでの以上19案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。議案第6号から議案第22号まで、および議案第76号および議案第77号の19案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（天木幸男）

総務常任委員長、池田寛一君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 池田寛一 登壇〕

●総務常任委員長（池田寛一）

おはようございます。それでは、総務常任委員会に付託されました議案第6号から議案第22号および議案第76号および議案第77号までの19案件につきまして、審査の概要ならびに結果について報告をいたします。

去る3月12日、午前10時より委員会室で審査を行いました。まず、議案第6号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布により、地方自治法の一部改正に伴う改正で、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が加えられることとなったことによる改正であります。

質疑では、職員がインフルエンザにかかった場合など、派遣を要請するにはどこに要請するのか。また、派遣された職員の身分はどうなるのかとの質問があり、対策本部は国、県にも設置されることとなり、派遣要請は知事に行うことになり、身分は派遣を受けた自治体の職員に準ずるとの答弁がありました。

次に、議案第7号、飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、地方自治法の改正により、本会議および委員会において公聴会の開催、参考人の招致をすることができることになったことに伴い、その参加者および参考人に対し旅費を支給できるよう改正するものであります。

質疑では、これまでの取り扱い、また、参考人等に対する措置について質問があり、これまでは任命権者が市長と協議して決定していたが、これからは市の職員と同様の扱いになるとの答弁がありました。

次に、議案第8号、飛騨市税条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、地方税法の改正に伴い、地方税に関する法令の規定による処分について、飛騨市行政手続条例の規定を適用し、申請により求められた許認可等を拒否する処分および不利益処分をする場合には、その理由を示すこととするものです。

質疑では、これまではどうなっていたのかとの質問があり、これまでは、理由を説明する必要はなかったが、これからは理由を説明して納税者の納得をいただくとの答弁がありました。

次に、議案第9号、飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、市民の利便性向上を図ることを目的として、地番現況図、航空写真の閲覧およびその写しの交付業務を行うにあたり、当該業務に必要となる手数料について定めるものです。

質疑では、航空写真の撮影の頻度、また山林等すべてであるのかとの質問があり、撮影頻度は3年から5年に一度行っており、山林等で撮影していないところもあるとの答弁がありました。また、地番現況図は法務局の公図とは違っている部分があるがとの質問には、法務局の公図とは違うということを示して交付するとの答弁がありました。

次に、議案第10号、飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、飛騨市新規就農者育成基金の新規設置ならびに飛騨市産業振興基金、飛騨市個別排水処理施設事業減債基金および飛騨市知の地域づくり事業基金の廃止に伴う改正であります。

質疑では、基金運用について質問があり、新規就農者ばかりではなく、国の制度に該

当しない就農者にも支援しているとの答弁がありました。また、運用基金の方が利用しやすいのではないかとの質問に対しては、返済してもらう必要のない支援も考えているとの答弁がありました。

次に、議案第11号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、国民健康保険法施行令の改正に伴うもので、軽減該当世帯の保険料負担を緩和する観点から、保険者独自の保険料軽減に要する費用を、保険料の賦課総額に含めることができるよう改正するものです。

質疑では国の制度の目的について質問があり、軽減した世帯を除く世帯で負担するという制度であり、高齢化世帯の増加等により軽減世帯が増えると、一般世帯の負担が増えるということであるとの答弁がありました。また、軽減世帯の割合について質問があり、答弁では2割世帯が15.6%、5割世帯が0.6%、7割世帯が21%であるとのことでした。また、市の考え方について質問があり、市としては国の制度に従って行っていき、市で負担することは考えていないとの答弁がありました。

次に、議案第12号、飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、任意予防接種の定期接種化に伴う改正で、これまで助成対象となっていた小児用肺炎球菌、インフルエンザ菌b型、子宮頸がんワクチンについて、予防接種法の一部改正により定期予防接種に位置づけられることに伴い、当該条例の助成対象任意予防接種から除くものであります。

質疑では、施行日について質問があり、国会で可決された日に合わせて施行するとの答弁がありました。

次に、議案第13号、飛騨市保健センター条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、神岡ふれあいセンターの整備完了に伴い、同施設内に神岡町保健センターが移転するため、位置の変更を行うものです。

質疑では、名称の決定について質問があり、神岡自治会長等により決定したとの答弁がありました。

次に、議案第14号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について申し上げます。本案は、同法律の施行により「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に題名が改められたことに伴い、関係条例の整備を行うものです。質疑は、ありませんでした。

次に、議案第15号、飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、神岡町ふれあいセンターを神岡町大島地区にコミュニティー施設として新たに位置づけるとともに、流葉ふれあいセンターを神岡町西区に無償譲渡することにより、当該条例への位置づけを廃止するものです。

質疑では、月曜日を休館日としないことはできないかとの質問があり、他の施設と同様として月曜日を休館日としているとの答弁がありました。

次に、議案第16号、指定管理者の指定について、飛騨市釜崎屋内ゲートボール場について申し上げます。本案は、飛騨市釜崎屋内ゲートボール場の指定管理者として、神岡町ゲートボール協会を指定するものです。

質疑では、使用頻度や他の使用実績について質問がありました。答弁では、年間約150件ほどの使用となっており、他の使用実績については少ないとの答弁がありました。使用料収入が他のゲートボール場より少ないことの質問に対しては、使用する団体が減免団体となっており、他の利用がないためとの答弁がありました。

次に、議案第17号、飛騨市育英基金条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、飛騨市育英基金貸付金の償還債務について、精神または身体に著しい障害を受けたとき、また、やむを得ない事情により返還することができなくなったと認められるときには、その一部または全部を免除できる規定を設けるための改正であります。

質疑では、母子、父子のため、給付型の支援は考えていないかとの質問があり、県内で給付型の例はあるが、金額が少なく、福祉型とも考えられるとの答弁がありました。また、卒業後すぐ就職できない人や、1年以上でも就職できず、返済が滞る人もあるのではないかという質問があり、1年間は猶予期間があり、返済の滞った人には、連帯保証人もいるが、面接して返済期間や返済方法等について話し合っていくとの答弁がありました。

次に、議案第18号、飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、飛騨市増島児童公園グラウンドの位置表記の訂正、および飛騨市杉崎公園グラウンドを新たにスポーツ施設として位置づけるとともに、当該施設の夜間照明設備整備に伴う夜間使用料および照明料を定めるための改正であります。

質疑では、神岡町ふれあいセンターの使用料について、前の施設使用料について質問があり、前の施設は無料であったとの答弁がありました。また、減免団体について質問があり、ボランティア団体、高齢者団体、子ども育成会等が該当するとの答弁がありました。

次に、議案第19号、古川国府給食センター利用組合規約の変更について申し上げます。本案は、飛騨市立鮎ノ瀬保育園、鷹狩保育園が本年3月31日に廃止されることに伴う一部事務組合の共同処理事務の規定の改正および一部事務組合構成市の管理運営費の負担割合の規定の改正を行うものです。

質疑では、2園廃止によりどれだけ減るのか。職員の減員はあるのかとの質問があり、2園の廃止により185食減ることとなるが、職員の減員はないとの答弁がありました。人数が減ることによる負担割合はどうなるのかとの質問には、平成24年度65.8%が、平成25年度は64.6%になるとの答弁がありました。また、アレルギー給食対策について質問があり、保護者、保育士、栄養士等で協議して対応しているとの答弁がありました。

次に、議案第20号、指定管理者の指定について、飛騨市文化交流センターについて申し上げます。本案は、飛騨市文化交流センターの指定管理者として、特定非営利活動法人ひだ文化村を指定するものです。

質疑では公募による応募件数、公募期間、公募方法について質問があり、応募者は1件で、公募期間は30日間、公募方法は市の広報およびホームページで行ったとの答弁がありました。

次に、議案第21号、指定管理者の指定について、飛騨市友雪館について申し上げます。本案は、飛騨市友雪館の指定管理者として、株式会社ねっとかわいを指定するものです。

質疑では、会社としての収支バランスなど、収支は改善の方向に向かっているのかとの質問があり、申請書による収支計画の説明があり、若干は改善の方向に向かっているとの答弁がありました。

次に、議案第22号、財産の無償譲渡について、飛騨市流葉ふれ愛センターについて申し上げます。本案は、同センターが供用開始後10年を経過し、神岡町西区が地縁団体として認可されたことにより、施設を地元へ譲渡することで地域のコミュニティー施設としての活用の幅を拓げるため、無償譲渡するものです。

質疑では、地区の戸数と人口、および土地の所有者について質問があり、西区の戸数は74戸で人口は157名、土地は神社名義であり、これまで無償で借地していたとの答弁がありました。また、建設時の地元負担について質問があり、補助金を除く建設費を地元が負担しているとの答弁がありました。

次に、議案第76号、新市まちづくり計画の変更について申し上げます。本案は、東日本大震災による被害を受けた合併町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正により、地方債を起すことができる期間の特例が定められたことに伴い、新市まちづくり計画の一部を変更するものです。特に質疑はありませんでした。

次に、議案第77号、飛騨市新型インフルエンザ等対策本部条例について申し上げます。本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布され、国として整合性ある対策を効果的に実施できるよう国および地方公共団体に対策本部を設置することが義務付けられ、必要な事項を定めることとされたため、当該条例を制定するものです。

質疑では、新型インフルエンザが発生した場合、どのように要請していくのかとの質問があり、国、県から示される行動計画に基づき、市の行動計画を作成していき、要請は知事に対して行うとの答弁がありました。

いずれの議案に対しましても討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 池田寛一 着席〕

◎議長（天木幸男）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」との声あり。)

◎議長(天木幸男)

以上で質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(天木幸男)

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。

議案第6号から議案第10号までの5案件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決を行います。議案第6号から議案第10号までの5案件について、委員長の報告は可決であります。これら5案件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(天木幸男)

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第10号までの5案件については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号について討論の通告がありますので、発言を許可します。反対討論を行います。17番、籠山恵美子君。

[17番 籠山恵美子 登壇]

○17番(籠山恵美子)

議案第11号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について反対をし、その理由を述べたいと思います。

先ほど委員長から説明がありました。保険者独自の負担料軽減に要する費用を、保険料の賦課総額に含めることができるように改正するもの。これはつまり、今、国保会計で軽減を行っている2割、5割、7割軽減の世帯を、さらにこの方々の保険料負担を緩和しようとするれば、その緩和分はその対象の軽減世帯を除く加入者全体で負担をするという改悪案でありました。市の説明では、約6割が痛み分けをするということでした。これは本当にとんでもないことだと思います。

そして、2割、5割、7割軽減の方々を、例えば1割アップして3割、5割、7割の軽減にしてやろうとするれば1,233万円のアップとなり、これはその方々以外の加入者の1世帯当たり5,276円負担増になるということでした。

飛騨市の国保料は、それだけでなくなかなか負担が大変です。そして、国保加入者の年間所得がどれくらいかということになりますと、これまで私は縷々述べてきましたけれども、本当に低い所得の生活者が多い、そういう国保会計であります。その中で、さらに低い方々の負担を、そのほかの方々で助け合う。こういうことでは、つまり加入者同士で首を絞め合う、こういう制度になってしまいます。これを軽減した分、本来なら国、県あるいは飛騨市で負担するのが妥当だと思いますけれども、飛騨市はそういうことに知らんふりをしている。それどころか、こういう改悪案を上程するということが自体

に、私は大変疑問を感じます。ちなみに高山市は、この改悪案は今回上程していないということでありました。

つまり、こういう市政では国の言いなりになって条例改正案を出してくる。今のところは、条例の改正のみやるという担当部の説明でしたけれども、この改正条例案を作ってしまうということは、つまりそれを進める突破口を開いてしまうということですので、これでは本当に市民の命や健康は守れない。そういう飛騨市だということを言わざるを得ません。私は、こういう改悪案には賛成をいたしかねます。よって、反対いたします。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（天木幸男）

賛成討論の通告はありませんので、以上で討論を終結し、これより採決を行います。

議案第11号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決します。本案の委員長報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立多数〕

◎議長（天木幸男）

起立多数であります。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号から議案第22号、および議案第76号、議案第77号までの13案件については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決を行います。議案第12号から議案第22号、および議案第76号、議案第77号までの13案件について、委員長の報告は可決であります。これら13案件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

異議なしと認めます。よって、議案第12号から議案第22号、および議案第76号、議案第77号までの13案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第21 議案第23号 飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について  
から

日程第46 議案第48号 指定管理者の指定について（三之町まちづくりセンター）

◎議長（天木幸男）

日程第21、議案第23号、飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例についてから、日程第46、議案第48号、指定管理者の指定について（三之町まちづくりセンター）までの、合わせて26案件を会議規則第35条の規定により一括して議題とします。これら26案件につきましては、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 内海良郎 登壇〕

●産業常任委員長（内海良郎）

それでは、産業常任委員会に付託されました、議案第23号から議案第48号までの26案件につきまして、審査の概要ならびに結果について報告をいたします。

去る3月12日、午後2時より委員会室で審査を行いました。議案第23号、飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、現在、飛騨神岡駅下駐車場を普通財産として管理し、月極駐車場として有償貸付を行っていますが、飛騨市駐車場事業特別会計で管理している他の有料駐車場と運用形態は同一であることから、飛騨市駐車場条例に位置づけ、使用料を月額4,000円と定めるものであります。

質疑では、駐車台数および除雪について質問があり、駐車台数は25台で除雪は地元で行っていただいております、駐車場内に堆雪しているとの答弁がありました。また、ほかにも普通財産で同じような利用箇所があれば、同じように管理していくべきではないかとの質問があり、管財係と協議していくとの答弁がありました。

次に、議案第24号、飛騨市企業振興条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、総務省が設定する日本標準産業分類の改定に伴い、製造業が大分類FからEに変更されているため改正するものであります。

質疑では、FからEになった理由について質問があり、農業と林業が同じ枠の中に入ったことによるとの答弁がありました。

次に、議案第25号、飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、現在文化交流施設として位置づけされている「地域交流センター船津座」を、利活用の実態に合わせ、地域産業の活性化および就労機会の確保を図るなど、地域産業振興施設としての位置づけをするものであります。

また、飛騨市高品質堆肥製造施設を行政財産として管理を行ってきていますが、建設当初の目的に沿った効率的な活用を図るため、行政財産から普通財産に変更するため、当該条例から廃止するものです。

質問では、船津座の利用状況や地域産業施設にする目的などについて質問があり、会議やコンサート、飲食、文化的行事に利用されているが、今後指定管理者がより幅広く活用しやすくするためとの答弁がありました。

次に、議案第26号、飛騨市商工業振興資金利子補給条例を廃止する条例について申し上げます。本案は、市内中小企業者等が有利に活用できる経営合理化資金利子補給金交付制度が新設されたことに伴い、その必要性がなくなったため同条例を廃止するものです。

質疑では、昨年制度ができたときになぜ廃止しなかったのかとの質問があり、その時点では平成20年に利用された方があり、今回3年間の利子補給が終了するのを待って廃止するとの答弁がありました。また、新制度で有利になることは何かとの質問があり、これまでは2,000万円までだったが、新制度では最大2億円まで融資が受けられるようになるとの答弁がありました。

次に、議案第27号、指定管理者の指定について、地域交流センター船津座について申し上げます。本案は、地域交流センター船津座の指定管理者として、HIP有限会社を3年間指定するものです。

質疑では、期間を3年間とした理由や、申請書に記載されている事業計画について質問があり、今回、産業振興施設として位置づけたため、今後の状況を確認する必要があることと、申請書に記載してある事業計画以外にも、これまで以上に自主事業に取り組んでいただけるものと思われるとの答弁がありました。

次に、議案第28号、数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから、議案第35号、山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの8案件につきましては、一括審議をいたしましたので申し上げます。

本案は、数河辺地、平畦辺地、稲越辺地、元田辺地、坂下辺地、漆山辺地、茂住辺地、山之村辺地の8辺地につきまして、それぞれの地域に係る公共的施設の総合的、かつ計画的な整備を促進するための計画の策定であります。

質疑では、辺地度や人口の基準年月日について質問があり、辺地度はその地域の地価の高い所から、学校や公共施設までの距離などにより算定され、100を超えると辺地となることと、人口は平成24年度での計画のため、年度当初の平成24年4月1日であるとの答弁がありました。また、事業計画に上がっている除雪機や消防器具、下水処理などは順次行っていくのかとの質問があり、除雪機や消防器具などは更新計画に沿って更新していき、下水処理浄化槽の設置については個人の意向に沿って行っていくとの答弁がありました。そのほか、辺地債や該当する事業の基準等について質問がありました。

次に、議案第36号、飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、新たなごみ処理施設として飛騨市クリーンセンターが整備され、本年4月1日より供用開始されることに伴い、同施設を新規施設として位置づけるとともに、南吉城クリーンセンターを廃止するものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第37号、飛騨市農業支援協議会条例について申し上げます。本案は、新規就農者および既存農業者の営農を一貫してサポートするため、市長の附属機関として飛騨市農業支援協議会を設置し、同協議会委員に対し、報酬および費用弁償を支給するためのものです。

質疑では、農業支援協議会の位置づけについて質問があり、同協議会は市長からの諮問も考えられるが、市長に建議していただく主旨であるとの答弁がありました。また、同協議会に参加する農業委員や行政関係の職員に対する報酬について質問があり、農業委員や行政関係の職員については、報酬の対象としないとの答弁がありました。

自由討議では、農業委員の同協議会への参加について意見が出され討議が行われました。

次に、議案第38号、飛騨市新規就農者支援基金条例の一部を改正する条例について

申し上げます。本案は、新たに設置する新規就農者育成のための基金の財源として、本基金の一部を充当するための改正であります。質疑はありませんでした。

次に、議案第39号、飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例について申し上げます。本案は、畜産の振興および経営改善を目的とした肉用繁殖雌牛の飼養促進を図るための導入基金を新たに設置するため、これまでの飛騨市肉用雌牛導入基金条例と飛騨市高齢者等飼育肉牛貸与基金条例を廃止するものです。

質疑では、繰替運用や運用方法についてのほか、年間15頭を予定しているとの説明に対し、基金で対応できるのかとの質問があり、牛によって金額が違うため運用できると考えているとの答弁がありました。

次に、議案第40号、飛騨市地鶏育成施設条例を廃止する条例について申し上げます。本案は、これまで飛騨地鶏生産活動について、地鶏に関心を持った人たちが集まり、生産を行ってきていますが、自立を促すための補助金も平成24年度で終了となり、年間1万羽生産の目途も立ったことにより、当該施設を普通財産へ転換し、民間による効果的な活用を図るため廃止するものです。

質疑では、無償貸付や無償譲渡の基準は何かとの質問があり、答弁では、明確なものはないが、担当部で状況により判断しているとの答弁がありました。

次に、議案第41号、指定管理者の指定について、飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデンについて申し上げます。本案は、飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデンの指定管理者として、株式会社ねっとかわいを3年間指定しようとするものです。

質疑では、維持費が大変である上、バラの病気が出るなど、施設として効果が出ていないのではないかと。儲からない施設を「ねっとかわい」が引き受けても困るのではないかと。この施設をそのまま残していてもいいのか考える必要がある。また、地域の雇用を守るためとも聞くが、利用料金収入が30万円、全部の収入が3百何十万円ということでは、やっていけないだろう。地元へ譲渡することも考えていく必要があるのではないかと意見が出されました。これに対して、合併後、補助金で建設したものであり、補助裏には起債も充てている。現在は指定管理料により維持している状態であり、地域経済に影響を及ぼすことも考えられる。現在は3年間維持していくということであり、将来的には検討していかなければならないとの答弁がありました。

次に、議案第42号、飛騨市指定管理者の指定について、飛騨市林業総合センターについて申し上げます。本案は、飛騨市林業総合センターの指定管理者として、飛騨市森林組合を2年間指定しようとするものです。

質疑では、現在の利用状況について質問があり、現在は年間100日ほど、地籍調査の会議などで利用しているとの答弁がありました。

次に、議案第43号、飛騨市指定管理者の指定について、万波牧場について申し上げます。本案は、万波牧場の指定管理者として、農事組合法人飛騨かわい牧場を5年間指定しようとするものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第44号、財産の無償譲渡について、古川町笹ヶ洞廻り洞地内分収造林地について申し上げます。本案は、古川町笹ヶ洞廻り洞地内分収造林地について、実質的所有者である笹ヶ洞区に譲渡するものであります。質疑はありませんでした。

次に、議案第45号、財産の無償貸付けについて、飛騨市地鶏育成施設について申し上げます。本案は、飛騨市地鶏育成施設を飛騨地鶏研究クラブに無償貸付けを行うものであります。

質疑では、今後、継続した支援や効果的な活用を図るとはどのようなことかとの質問があり、富山の授産施設をここに設置したいとの希望もあることから、障害者支援施設としての授産施設としても活用できるのでないかとの考えもあり、環境整備や鶏舎の改造等支援を考えているとの答弁がありました。

次に、議案第46号、財産の無償貸付けについて、飛騨市高品質堆肥製造施設について申し上げます。本件は、私に利害関係があるため、私は除斥した上で、副委員長により審議を行いました。

本案は、飛騨市高品質堆肥製造施設を、株式会社吉城コンポに無償貸付けを行うものであります。質疑はありませんでした。

次に、議案第47号、飛騨市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による公営住宅法の一部改正に伴い、これまでの整備基準および入居者資格を市条例に位置づけるほか、裁量階層の要件の一つである「同居者に未就学児がある場合」を「同居者に中学校卒業までの者がある場合」まで拡大するものです。

質疑では、市として他に位置づけるものはなかったのかとの質問があり、現行条例において問題は起きていないが、今後の状況を見ていくとの答弁がありました。

次に、議案第48号、指定管理者の指定について、三之町まちづくりセンターについて申し上げます。本案は、三之町まちづくりセンターについて、指定管理者として、古川町第9区を5年間指定するものです。質疑はありませんでした。

以上、いずれの議案に対しても討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。これで、当委員会に付託されました審査の報告を終わります

〔産業常任委員長 内海良郎 着席〕

◎議長（天木幸男）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

以上で質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。

最初に、議案第23号から議案第41号までの19案件については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。議案第23号から議案第41号までの、これら19案件について委員長の報告は可決であります。これら19案件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

ご異議なしと認めます。よって、これら19案件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号については、地方自治法第117条の規定により利害関係があるため、福田武彦君の退席を求めます。

◆休憩

◎議長（天木幸男）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時43分 再開 午前10時43分 ）

◆再開

◎議長（天木幸男）

休憩を解き、会議を再開いたします。議案第42号、指定管理者の指定について、飛騨市林業総合センターについては、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。本案について委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

ご異議なしと認めます。本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◆休憩

◎議長（天木幸男）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時43分 再開 午前10時43分 ）

◆再開

◎議長（天木幸男）

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第43号から議案第45号までの3案件については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。議案第43号から議案第45号までの、これら3案件について委員長の報告は可決であります。これら3案件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

ご異議なしと認めます。よって、これら3案件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号については、地方自治法第117条の規定により利害関係があるため、内海良郎君の退席を求めます。

◆休憩

◎議長（天木幸男）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時44分 再開 午前10時44分 ）

◆再開

◎議長（天木幸男）

休憩を解き、会議を再開いたします。議案第46号、財産の無償貸付けについて、飛騨市高品質堆肥製造施設については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。議案第46号について、委員長の報告は可決であります。議案第46号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

◆休憩

◎議長（天木幸男）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時45分 再開 午前10時45分 ）

◆再開

◎議長（天木幸男）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第47号および議案第48号の2案件については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。議案第47号および議案第48号の2案件について、委員長の報告は可決であります。これら2案件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

ご異議なしと認めます。よって、これら2案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第47 議案第61号 平成25年度飛騨市一般会計予算  
から

日程第61 議案第75号 平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計

◎議長（天木幸男）

日程第47、議案第61号、平成25年度飛騨市一般会計予算から、日程第61、議案第75号、平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの以上15案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。15案件については、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり、原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過および結果の報告については、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略いたします。

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。それでは、これより討論を行います。議案第61号について討論の通告がありますので、発言を許可します。最初に反対討論を行います。17番、籠山恵美子君。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

私は、議案第61号、平成25年度飛騨市一般会計予算の予算に反対し、理由を述べたいと思います。

新年度の事業の中では、個々には評価できるものもいくつかありました。商店イメージアップリニューアル補助金から、また障がい者の就業体験支援事業その他、農林水産関係の事業にも、これまで市民の方々から出されていた、たくさんの要望が予算に盛り込まれているのが確認できました。

けれども一方、新年度もまた、特に福祉行政には大きな疑問を禁じ得ません。例えば一例を挙げますと、いきいき健康増進事業助成金。これは例の無料入浴券のことですが、その中身はこれまでの入浴、そしてタクシーに使用していたサービス券を鍼灸・マッサージにも拡大された。こういうものですが、中身をよく見れば総額は変わらず、全体の総額は昨年度よりも減っております。そして、1回の割引額を減らして回数を増やす。こういうやり方は、第二次総合計画の成果では「改善」という表現をされていますけれども、私には、これは姑息な改善としか受け取れません。

介護支援手当についても、なぜこの拡充が大事なのか。担当部が一番自覚しているはずですが、今、介護保険制度が改悪されてきて、介護サービスを必要とする方々が本当に十分に受けられなくなってきています。その分、家族の負担が大変重くなっている。これが現状です。それを認識しているからこそ、12月議会の私の一般質問の部長答弁では、介護支援手当の増額を表明したのだと思います。けれどもそれは上部の査定でおとされたのか、残念ながら新年度予算には反映しておりませんでした。

このように一事が万事です。予算の組み方に、本当に私は審査の中で疑問を感じました。また、そういう組み方について私だけではなく、いくつも指摘があったと思います。新年度の飛騨市の予算、これは本当にため込みの傾向を強く感じました。こう言いますと飛騨市は、平成30年からの交付税減少に備えるためといつもおっしゃっております。今回もそう言うのでしょうか。ですけれども、基本的には地方自治体の財政というのは単年度、単年度、1年、1年で決算をするものです。こういう組み方が本当に大事だと思います。いろはの「い」です。もっと抜本的な行政改革、そして財政改革をしなければ、本当の改革をしなければ、市民生活を守る飛騨市政は実現できないと思います。

今回、基金を飛騨市がどう扱っているか、これを一つ見ただけでもよく分かります。資料にもありました。今、飛騨市の財政調整基金、これは年度間で自由に使える、家庭で言えば普通預金です。これが47億、一般会計の29%にも上がりました。過去最高の積立額だと思います。そのほか特定目的基金、これらを合わせますと96億5,998万3,000円、こういう大変な額になっています。これに特別会計の基金を合わせた積立基金、積立基金の合計だけでも112億9,000万、約113億円です。これは一般会計165億円の中の約68%、7割近い積立になっております。このほかに運用基金があるわけですから、もっともこの基金の中身を見直すべきだと思います。特に、この特定目的基金の中でも年度間に取り崩すものが本当に少ない。合併基金が1億3,000万円取り崩すことになっておりますけれども、それでもこの新年度末の見込額でも17億円、合併基金で17億8,000万円積んでいます。

また、委員会の審査の中で委員から、新規就農者育英基金は運用基金とすべきではないかという質問がありました。飛騨市の中では、市の財政の中では新規就農者育英資金、そのようにやると言いながら実際には特定目的基金の中に計上されておりまして、運用基金とはなっておりません。このような基金の使い方、これをもっともって見直して改善すれば、市民の暮らしを守るためにたくさんことができると思います。

それから人件費です。今、市民の中では、企業誘致とか雇用拡大と飛騨市は言うけれども、そう言いながらその裏で職員を切り捨てている。こういう声が上がっています。そのために私は、各委員会の各部でこの人件費のことを随分問いました。特に女性の職業、保育士や司書、調理員など、これは専門職であります。ですけれども、多くの女性が臨時で対応されています。そして、大体5年で雇い止めです。

こういう行政の一挙手一投足が民間の手本になって行くわけですから、そういうことを考えればこのようなやり方は、もういい加減に改めなければならないと本当の改革にはならないと思います。総務省通知でも、随分こういうことが指摘されているはずですし、各部にはこの通知がきちんと行っていると思います。基金を見直し、財政全体を見直す。それによって、市民の要望をもっともって拡充できるように要望いたします。よって、こういう予算の組み方には賛成できません。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（天木幸男）

次に、賛成討論を行います。12番、谷口充希子君。

〔12番 谷口充希子 登壇〕

○12番（谷口充希子）

私は、議案第61号、平成25年度飛騨市一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。

平成25年度は合併10年目の節目の年であり、政策総点検での市民の声を基に、1、人口減少・少子化対策、これは、喫緊の問題であります。2、地域・組織・産業の活性化、3、シルバー世代の生きがいと自律の3本柱で予算編成がなされています。

一般会計165億1,000万で、前年度比8.5%減額となっていますが、これは可燃ごみ焼却施設や神岡町ふれあいセンター等の大型事業の完成と、久美愛病院の整備支援が終了したものが主な要因であります。また、特別会計88億4,800万円は2.8%の増額で、これは簡易水道事業特別会計や公共下水道事業特別会計における事業費の増加が主な要因であります。

1の人口減少・少子化対策では、保育料の見直しで第2子は半額、第3子以降は無料となり、より充実した子育て環境が整います。また、教育では更なる学力向上施策がなされておりまして。そして、三世同居等における支援事業として、補助率3分の1で新築は上限50万円、リフォームは上限30万円の補助制度が創設されることとなっています。市民病院の医師不足問題では、専門コンサルタント会社による医師招聘事業が提

案され、より確実性のある医師確保が期待できます。

2、地域・組織・産業の活性化では、農業者の総合的な相談支援を行う農業者支援センターが設立され、後継者就農給付金の新設と、従来の農業向上促進補助金を集約、発展させた手厚い補助制度が創設されました。これらの事業は、農業者のやる気と生産性向上を目指して、加えて耕作放棄地の減少につながることと思ひ、明るい展望が開けております。また、木質ストーブ導入補助や太陽光発電システムの設置支援、既存商店の店舗改装やリフォーム補助制度、新設された組織「まちづくり協議会」の運営事業が大いに期待されるところであります。

一方、平成25年4月に県立飛騨吉城特別支援学校が開校されます。支援学校に通う生徒さんが地元企業での就労体験に伴い、企業を支援する制度が創設されました。これは、障がい者雇用の理解と推進を図るもので、人にやさしい思いやりの施策として評価するものであります。

3、シルバー世代の生きがいと自律では、新たに75歳以上の高齢者等を対象とした肺炎球菌ワクチン助成、また鍼灸・マッサージ治療医療助成に加えてノルディックウォーキング事業が新設され、バランス感覚向上と転倒防止に役立ち、健康増進に大いに期待が持てます。

以上、平成25年度予算は市民の声を着実に反映させたものであり、政策見直しと中身充実の予算計上がなされました。飛騨市の身の丈に合った予算で合併10年目を迎え、市民が安心して暮らせるまちづくりに実現1歩前進したことを認め、賛成討論いたします。

〔12番 谷口充希子 着席〕

◎議長（天木幸男）

以上で討論を終結し、これより採決を行います。本案の委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立多数〕

◎議長（天木幸男）

起立多数であります。よって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。議案第62号、平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計予算から議案第72号、平成25年度飛騨市情報施設特別会計までの、これら11案件については反対討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決いたします。議案第62号から議案第72号までの11案件について、委員長報告は可決であります。これら11案件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり。〕

◎議長（天木幸男）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号について討論の通告がありますので、発言を許可します。最初に

反対討論を行います。17番、籠山恵美子君。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

議案第73号、平成25年度飛騨市給食費特別会計予算、これに反対をします。

委員会でも述べました。各地域の学校の子供たちの給食費に格差が生まれています。少子化、少子化と言いながら、少子化対策と言いながら、やはりこういうところにもっともっと少なくなっている子供たちにきちんと手当てをする。そのことが本当に大事だと思います。それぞれの給食の調理場の形態が違う、特色ある教育をするために給食費が違っていいんだ、こういう声もあるようですけれども、それは、私は筋が違うと思います。

どの地域に住んでも、安心して子供たちがきちんとおなかいっぱいにして、勉強に集中することができる。そのために今、全国には給食費を無料にする。皆さんの税金で給食費をただにしている。こういう自治体が生まれてきています。そういう方向に行つてこそ、本当に子供たちに手厚く、温かい市政だと言えるのでしょけれども、この給食費に格差がありながらそれを是とする。そういうのでは、本当に飛騨市の子供たち、温かい市民に守られ、そして行政に守られてすくすく育つということは言えないと思います。ぜひ、このことは是正していただきたいと思ひまして反対討論といたします。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（天木幸男）

ほかに討論の通告はありませんので討論を終結し、これより採決を行います。本案の委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立多数〕

◎議長（天木幸男）

起立多数であります。よつて、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、平成25年度飛騨市水道事業会計予算および議案第75号、平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算の2案件について、委員長報告は可決であります。これら2案件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

ご異議なしと認めます。よつて、議案第74号および議案第75号の2案件は、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第62 総務常任委員会調査報告について

◎議長（天木幸男）

日程第62、総務常任委員会調査報告についてを議題といたします。総務常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可します。総務常任委員長、池田寛一君。

〔総務常任委員長 池田寛一 登壇〕

●総務常任委員長（池田寛一）

それでは、総務常任委員会の調査結果報告を行います。

5月11日に所管事業調査、5月21日に産業常任委員会との合同による県内視察、5月25日には管内視察、そして10月に管外視察を行いました。また、11月から本年3月にかけて、広報広聴委員会で得た意見を基に議長から課題調査命令があり、取り組んだ結果についてもご報告いたします。最初に、管内視察について報告いたします。

本年5月25日に、総務部関係1カ所、市民福祉部関係4カ所、消防本部関係1カ所、教育委員会関係3カ所、病院管理室関係2カ所の施設および管理・運営状況等を視察いたしました。詳細につきましては、昨年8月発行の議会だよりNo.34に掲載しておりますので、主なものについてご報告いたします。

まず、飛騨市民病院については医学生の受入れを行っていますが、今後どれだけでも長期の研修、受入体制を整え、大学側の意向も踏まえた体制整備が必要であると感じました。また、夜間における医師の負担軽減にもつながっており、学生が将来市民病院で働く契機につながることも期待し、更なる医師確保に努めることとのまとめとなりました。

次に、社会福祉法人神東会が運営するたんぼぼ苑の調査についてですが、特養20床増床に伴う新たなショーステイ施設を、旭ヶ丘デイサービスセンターに隣接して建設する計画について説明を受けました。市としても連携して対応していく必要があるとのまとめとなりました。

次に、神岡図書館についてです。施設の老朽化が一番大きな課題となっています。今後、場所の選定を含めた建て替え計画を早急に行う必要があるとのまとめとなりました。

江馬館の管理状況については、現在のままではもったいないので山之村牧場などと連携して売り込むなど、きちんとした方向性を見出していく必要があるのではないかという意見がある一方、教育施設と観光施設は区別して管理し、市民各層に対し歴史に触れられる場所、教育的施設の場としてほしいなどの意見がありました。施設の位置づけを再確認し、多くの市民に見てもらおうなど、文教施設として活用していくことが重要であるとのまとめとなりました。

次に、社会福祉法人和光園について報告いたします。施設の利用については、ここ数年定員割れとなっており、経営自体にも悪影響を及ぼしかねないことが懸念されています。現状の制度と施設運営のニーズが合わなくなってきており、世の中の流れと施設の

入居基準が時代に合ってきていないのではないかという意見があり、和光園の養護施設という位置づけに対し、今後は特養を含めた将来の位置づけと方向性を検討していく必要があるとのまとめとなりました。

次に、河合保健センターにある防災備品状況について報告します。意見では、飲料水や非常食、女性の生理用品についても備蓄が少ないのではないか。非常時における運搬経路や、流通経路が確保できない地域についての対応はできているのかなどの意見が出され、人口の3分の1、3日分の備蓄に対しての数量が適正か検討すること。備蓄個所を分散するなどの地域的な再確認が必要ではないかとのまとめとなりました。

次に5月21日、産業常任委員会との合同で実施した県内視察につきましては、大垣市ソフトピアジャパンでのデータセンターの関係、土岐市においては自然科学研究機構核融合研究所の視察調査を行っています。このことにつきましては、内海産業委員長からご報告いただきます。

10月22日には、飛騨市消防本部における現在のアナログ無線のデジタル化に向けて、平成23年度においてデジタル無線化が終了した、下呂市消防本部を視察調査いたしました。現在のアナログによる消防無線は、平成28年5月31日が使用期限と定められており、飛騨市消防本部においても、今年度からデジタル無線化に向けて基本設計が行われております。県内では、岐阜市と下呂市においてデジタル無線化が完了しており、デジタル無線化に向けての課題や使用状況について説明を受け、無線司令室の視察を行い、使用方法についても模擬訓練を行っていただきました。

飛騨市消防本部においても、飛騨市に合ったデジタル無線化は必須であり、大規模災害等にも対応できる体制を整えていく必要があります。

10月28日から10月30日には、産業常任委員会と合同で管外視察を行いました。豊後高田市における「学びの21世紀塾」については、当委員会として視察調査を行いました。学びの21世紀塾は、平成14年度から豊後高田市の子供たちに、確かな学力の定着や豊かな心の育成、体づくりの機会を提供することを目指して始まった事業であり、地域のボランティアを中心として運営され、教職員も積極的な関わりを持ち、地域での教育活動を推進しているものです。

園児から小中学生を対象として、いきいき土曜日講座、わくわく体験活動、のびのび放課後活動、小中学生の水曜日放課後補充学習、ケーブルテレビを活用したテレビ寺小屋講座、幼・小・中の英会話などを行う寺小屋講座など、小中学校と地域の公民館を活用した事業が行われております。その現れとして、大分県での学力テストでは県内21位だった学力テストの成績が、7年連続で県内第1位となるほか、カヌーや柔道などの全国大会で上位入賞者を輩出するなど、その成果も現れています。

地域住民と一体となった、園児から小中学生までを対象とした学びの21世紀塾は、地方都市における教育行政の推進に当たり、大いに参考となる視察となりました。これらの管外視察を通じまして今後の政策課題について議論し、有効な提案ができればと考

えております。

続きまして、11月13日には古川小学校におきまして学校訪問をさせていただき、授業を参観させていただきました。また、学校給食を試食させていただき、その後重点活動として、市内全小中学校の校長先生および生徒指導担当教諭との意見交換会を行いました。

懇談会では、いじめ問題をテーマに各学校の現状と対応、取り組みについての説明を受けました。委員からは、いじめの捉え方や報告件数、可見市のいじめ防止条例制定についての評価について質問がありました。また、家庭内や地域としての取り組みについて意見交換があり、学校側からは地域での挨拶や注意、指導といった取り組みもお願いしたいとの意見がありました。また、少人数学級やスクールカウンセラーの配置についても、その利点について意見がありました。今後、いじめ問題に対する取り組みや少人数学級、地域とのかかわりについて、議会としてもさらに調査研究が必要であるとの認識を深めたところです。

次に、広報広聴委員会が行いました各区長会等の意見交換会により、特に調査が必要な事項として当委員会に対し、議長から3項目の調査命令がありました。一つ目は高齢者の健康教室サポート事業、二つ目は介護施設20床増床への支援、三つ目には各振興事務所の権限の強化と充実について調査を行いました。

11月30日に所管事業調査といたしまして、市民福祉部、教育委員会、総務部、各振興事務所から現状と課題についての説明を受けました。介護施設20床増床への支援につきましては、市と特に密接な関係にある事業所、和光園、さくらの郷、しましまハウス、たんぼぼ苑の4施設について委員を班別に分担し、それぞれの事業所へお伺いし、現場での聞き取り調査を実施いたしました。内容としては、施設や土地の使用料の扱いについて、施設運営や経営状況の課題、地域との関わり方、補助などによる市の協力体制などを重点として調査を行いました。特に、介護施設20床増床への支援については、福祉事業者の安定運営と福祉サービスの向上を図る観点から、飛騨市の大きな課題と位置づけ、政策提言に向けて調査を行い、その重要性や課題についての対応策等を検討いたしました。和光園やさくらの郷、しましまハウスなどを含め総合的な調査を行いました。各事業所や施設がそれぞれ個別の課題を抱えていることから、結論を得るまでには至りませんでした。当委員会としては、新年度も引き続き調査、検討を深めることが必要であるとのまとめとなりました。

今回の調査で多くの課題が浮き彫りになったことから、この調査、検討した結果を市の政策に活かしていただくよう提出いたしました。

次に、本年2月19日に所管事業の一環といたしまして、株式会社柳組さんをお招きいたしまして人口減少と空き家対策についてをテーマに、産業常任委員会と合同による議員研修会を行い、柳組さんが実施された空き家調査結果の報告等を受けながら研修を行いました。

今、飛騨市は町中の空洞化、さらには高齢者のみの住宅の増加など、大変深刻な状況となっていることを改めて感じました。古川町では、全戸数4,258戸のうち空き家数は266戸、6.2%。神岡町では、全戸数3,414戸のうち空き家数は404戸、11.8%。河合町では、全戸数356戸のうち空き家数は32戸、9.0%。宮川町では、全戸数305戸のうち空き家数は44戸、14.4%。さらに、65歳以上の高齢者のみの世帯を加え、将来空き家となる可能性を含めた戸数は、古川町では998戸となり、23.4%。神岡町では1,449戸となり、42.4%。河合町では87戸となり、24.4%。宮川町では135戸となり、44.3%となります。この現状を最重要課題と受け止め、新年度に向けて官民一体となって取り組めるような体制作りが必要であります。

以上、総務常任委員会の調査報告を終わります。なお、議長あてに委員会調査報告書は提出済みでありますので、併せてご報告をさせていただきます。

〔総務常任委員長 池田寛一 着席〕

◎議長（天木幸男）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

質疑なしと認めます。これで、総務常任委員会の調査報告を終わります。

#### ◆日程第63 産業常任委員会調査報告について

◎議長（天木幸男）

日程第63、産業常任委員会調査報告についてを議題といたします。産業常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。産業常任委員長、内海良郎君。

〔産業常任委員長 内海良郎 登壇〕

●産業常任委員長（内海良郎）

産業常任委員会の調査結果報告を行います。

当委員会は、今年度のテーマを、飛騨市の一番の課題である人口減少の歯止めにつなげるべく、「産業の振興と働く場の確保」といたしました。そして、委員会活動は、市民の意見を市政に反映させ、しいては政策提言につなげるため、重点調査として地元企業訪問、商工・観光団体との意見交換会、農業委員会との意見交換会、データセンターなどの県内視察、TPPと農業・農村振興についての研修会などを行いました。それでは、時系列に報告いたしますが、最初に所管事業調査について報告します。

5月8日に、主要事業と部署が抱える諸課題のほか、当委員会が事前に求めていた事案についての勉強会を行いました。

当委員会が求めた項目は、企画商工観光部では、企業立地促進補助金について、商工

会議所・商工会の概要、観光協会の概要、飛騨市公式観光サイトについて、リフォーム補助事業・融資関係について。農林部、農業委員会では、飛騨市農林水産業振興実施計画について、畜産団地構想について、全国和牛能力共進会について、市有林の状況と木材の利活用について。環境水道部では、岩手・宮城県の震災がれき処理について、最終処分場について、下水道事業整備計画と運営見通しについて。基盤整備部では、飛騨市道路網長期構想について、道路除雪と消雪施設整備について、各道路同盟会の要望について。これらの項目について勉強会を行いました。

次に、管内視察について報告します。5月17日に企画商工観光部関係3カ所、農林部関係2カ所、環境水道部関係1カ所、基盤整備部関係5カ所の事業実施個所および予定地を視察しました。

まず、神岡町では林道灘見谷線開設工事について視察を行いました。当林道は林業振興はもとより、地域の水道水源地の維持管理道路や、石神地区の国道471号へのアクセス道路ともなることから、今後の有効利用が図られるものと思います。

次に、大島複合施設を視察しました。委員の意見では、現在の神岡保健センターについて取り壊しが必要となってくることから、跡地利用についても検討が必要であるとのまとめとなりました。

次に、Y u M e ハウスにて昼食を兼ね、有用植物を利用した料理を食すとともに、昼食に提供された有用植物の説明を受けた後、事業連携推進会議薬草活用チームから現在までの取り組みについて説明を受けました。神岡町「<sup>マイマイ</sup>maimai」さんによる、野草を利用した試作品や試食時の感想などの説明がありましたが、今後も地域の皆さんとの研究を進め、地域の特産となるような商品開発につながるよう期待したいと思います。

次に、河合町新名地区の市有林において、平成23年度から実施されている森林整備や作業道の開設など、現地の状況を確認しました。請負者は、飛騨市森林組合と市内建設業者10社で設立した「ひだ森林整備組合」ですが、伐期にきている市有林の管理や育林も踏まえ、今後も継続していく必要があるのではないかという意見がありました。

次に、河合町にあります資源リサイクルセンターの状況を視察しました。新しいクリーンセンターが完成し、旧クリーンセンターが取り壊された跡地に、新しく資源リサイクルセンターが計画されるということから、現在の問題点や課題などを把握した上で、今後の計画を進めていく必要があるとのまとめとなりました。

次に、杉崎グラウンド人工芝工事を視察しました。杉崎グラウンドの人工芝は大変良くなっており、利用価値がさらに高くなったものと思います。委員からは、利用者の増に備え、現在書類倉庫として使用されている旧古川町給食センターの書類等を、使用していない施設に移転するなどして、駐車場として整備するなど駐車場確保の検討が必要ではないかという意見があり、また、現在の杉崎公園は日陰がなく、子供を連れて行っても木陰で休む所がないことから、植栽等による木陰をもっと作る必要があるのではないかというまとめとなりました。

次に、鮎ノ瀬・鷹狩統合保育園造成工事を視察しました。統合保育園は立地条件も良いことから、古川西小学校、杉崎公園、特別養護老人施設との連携も期待いたします。

次に、飛騨古川まつり会館3D映像システム更新を視察しました。更新され映像は、以前よりも明るくなっており、画像もきれいになっている印象がありました。観光客に古川祭の感動を与えるとともに、入館者の増につながるよう、関係者の努力をお願いしたいと思います。

次に、殿町線無電柱化工事、堀川町線無電柱化工事を視察しました。本工事は、古川町市街地住環境整備計画に基づき施工されたものですが、市街地の空洞化を防ぎ、住みたい町、行ってみたい町並みとすべく、より良い住環境への整備は今後とも必要であると感じました。

堀川町線については、平成24年度から実施することとなっていますが、電線類地中化により、現在の石張り舗装をどのようにするか議論が分かれるところではありますが、地域を含めた重要な検討課題であるとのまとめとなりました。

次に、吉城コンポ株式会社脱臭設備とその効果について視察しました。脱臭装置の効果などを含め臭気対策の説明を受けましたが、まとめでは、将来的には立地場所を含めた検討が必要であるが、今年の梅雨期や夏場の臭気がどのようになるかを見守っていきたいということになりました。

次に、ホテル季古里露天風呂新設工事について視察しました。露天風呂が設置されたことにより、風呂場の床や壁、鏡なども改修されたことにより、宿泊客にもより好感を持っていただけるのではないかと感じましたが、宿泊客への更なるサービスの向上を計るとともに、宿泊客の増加に向けて関係者の努力をお願いしたいと思います。

現地視察終了後、当委員会の取りまとめをホテル季古里で行い、管内視察を終了いたしました。

次に、5月21日に総務常任委員会と合同で行いました、県内視察につきまして報告します。

最初に、大垣市のソフトピアジャパンを視察し、岐阜県商工労働部情報産業課長より、岐阜県におけるIT企業誘致や、県が進めている県、大学、企業との連携による取り組みについて説明を受けました。データセンター誘致に関しては、人口約3万人規模の電力供給が必要であることや、大容量の高速通信回線が必要であること、また、企業は採算が取れなければ進出して来ないなどの説明をいただき、誘致に当たっての課題を認識しました。

次に、土岐市の核融合研究所を視察し、研究内容の説明と実験装置の視察説明を受けました。東日本大震災による原子力発電事故を受け、電気供給問題が国内問題となってきたことから、次世代のエネルギーである海水を利用した核融合発電に向けた取り組みであり、1日も早い実用化を期待するものであります。

次に、土岐市では、土岐アクアシルヴァ工業団地における企業誘致について説明を受

け、工場団地を視察いたしました。東海環状自動車道東回りの開通により、13社の企業が進出したが、全て県が窓口になっているとの説明を受け、交通インフラ整備、工業団地の造成など、本市との比較では地理的条件などにおいて全て有利であり、中山間地域における企業誘致の難しさを実感いたしました。

については、飛騨市の企業誘致は、他の地域とは別の価値観の醸成により取り組んでいく必要があるのではないかと感じた先進地視察となりました。

次に、商工・観光団体との意見交換会について報告します。7月19日に神岡商工会議所をはじめ、商工4団体と社団法人飛騨市観光協会ほか、観光関係5団体の合計10団体22名の役職員の皆様との意見交換会を行い、それぞれが抱える問題点や課題ならびに議会や市に対する意見や要望をいただきました。頂きました46件の貴重な意見や提言については、当委員会としての考え方や方向性等について検討を行い取りまとめをいたしましたので、今後の議会活動や政策提言に活かしていくことにしました。

次に、企業訪問について報告いたします。7月27日、8月2日、10月11日の3日間に市内企業8社を訪問させていただき、社長を筆頭に役員や担当責任者の方から会社の事業概要や工場内の説明を受け、意見交換を行いました。

はじめに、委員会での企業訪問の目的は、海外へ移転する企業がある厳しい時代である中、何とか規模拡大をしていただけないか。また、取引先や関連会社などの企業誘致ができないか。そのために行政がお手伝いすることは何かを聞かせていただきたい旨申し述べました。

意見交換会では、それぞれの企業が抱える課題や今後の事業展開について、お互いに意見交換が行われたとともに、社員の確保や規模拡大、操業時間などについて貴重な意見や提言を受けました。地元企業が抱える問題点や、行政として今後取り組んでいかなければならない課題が多くあり、議会としても調査検討を行い、より良い政策提言につなげていく必要性を感じてきました。

この企業訪問にあたっては、ご多用にもかかわらず心から歓迎をして対応していただきました企業の皆様に、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

なお、商工・観光団体との意見交換会、ならびに企業訪問における意見交換会を通じて出されました意見や要望は、議会だより36号に掲載しておりますので報告を割愛しますが、この中から、定住人口の増加を図るためには、企業誘致などによる雇用の確保が不可欠であることから、工場立地が可能な良好な工場団地を確保し、既存企業を含めた企業の事業展開を支援することが重要であるとの当委員会としての取りまとめにより、工場団地について政策提言が必要であるとの全会一致により、政策提言を議長に報告しました。

そして、第1回政策討論会の開催により議会としての取りまとめがなされ、議長より市長に政策提言を行っていただきました。

次に、管外視察につきまして報告します。総務常任委員会と合同で10月28日～3

0日に向け、第10回全国和牛能力共進会の応援視察、また大分県豊後高田市の昭和の町づくりを視察しました。

全国和牛能力共進会では、第4区の審査の様相また審査発表を視察し、飛騨市から出展された飛騨牛の応援を行いました。堂々とした飛騨牛と、それを操るハンドラーの方々に感動を覚えながら声援を送らせていただきました。結果は残念な結果でしたが、5年後の大会と今後の飛騨牛の更なるブランド化の推進に向けて、関係者の皆様のご努力をお願いしたいと思います。

次に、豊後高田市の昭和の町づくりを視察しました。昭和の町づくりでは、衰退する中心市街地の起死回生をかけて商工会議所が中心となり、平成4年に豊後高田市商業まちづくり委員会が立ち上げられ、中心市街地の個性を探し、数年かけて歴史調査を実施し、商店街が最も華やかで元気だった昭和の町を個性としてアピールすることとし、平成13年度から昭和の町づくりに着手されました。

キーワードとして、昭和の建築再生、昭和の歴史再生、昭和の商品再生、昭和の承認再生として掲げられ、昭和14年に中核的施設として、旧高田農業倉庫を「昭和ロマン蔵 駄菓子屋の夢博物館」として開店し、ボンネットバスを走らせるなど取り組んでみえます。その結果、ほとんど観光客のいなかった商店街に、現在は年間約40万人の観光客が訪れるようになったということです。

運営主体として、平成17年11月に商工会議所、金融関係などが出資する第三セクター「豊後高田市観光まちづくり株式会社」を設立し、地域観光の振興に寄与する観光事業について、民間的手法を活用して展開されております。全国各地で中心市街地の活性化や商店街の衰退が課題となっている中で、一つのモデルケースとして、その取り組みは参考となるものでした。

次に、農業委員会との意見交換会について報告します。1月16日、飛騨市農業委員21名と事務局2名の出席の下、意見交換会を行い、農業委員のそれぞれの代表から農業委員会の業務、飛騨市農業の現状と課題や女性農業委員の活動について説明があり、その中から意見交換をしました。

課題として、農家数は減少にあり、意欲ある新規就農者の育成が必要であること。農業者の高齢化が急速に進み、農業労働力の不足が深刻になり、担い手の育成が必要であることや、耕作放棄地対策、鳥獣害対策についてのほか、水稲、トマト、ハウレンソウ、露地野菜、果樹、菌床しいたけ、肉用牛部門それぞれの意見が述べられました。当委員会としては、この取りまとめは行いませんでした。

次に、「TPPと農業・農村振興」をテーマとした議員研修会について報告します。2月5日に富山大学の酒井教授をお招きして、TPP問題をきっかけとして今後の飛騨市の農政をどう進めていくかを目的として、議員研修会を当委員会所管事業調査の一環として開催いたしました。研修会には議員全員のほか、農業委員、担当部署の職員にも参加していただきました。

講演では、TPPが抱える問題点や「飛騨の農業が取るべき道は、地域に根差した新たなフードシステムの構築と豊かな自然環境や伝統、文化など地域のブランド力を高めつつ、消費者とのつながりを重視すべきである」と話されました。

最後に、今年度の産業常任委員会は意見の取りまとめも含め24回開催いたしました。以上、産業常任委員会の調査報告を終わります。

なお、議長あてへ委員会調査報告書は提出済みであることを併せて報告いたします。

〔産業常任委員長 内海良郎 着席〕

◎議長（天木幸男）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

質疑なしと認めます。これで、産業常任委員会の調査報告を終わります。

#### ◆日程第64 議会改革特別委員会調査報告について

◎議長（天木幸男）

日程第64、議会改革特別委員会調査報告についてを議題といたします。議会改革特別委員長から報告の申し出がありますので、これを許可します。議会改革特別委員長、森下真次君。

〔議会改革特別委員長 森下真次 登壇〕

●議会改革特別委員長（森下真次）

それでは、議会改革特別委員会につきまして報告させていただきます。

昨年、第4回9月定例会において、議員倫理についておよび議会活性化についての調査研究を目的として、議会改革特別委員会が設置されました。

議員倫理につきましては、議会運営委員会において提案がなされ、その決定を受けて特別委員会を設置して調査研究することとなり、設置されたものであります。

特別委員会はこれまでに10回の委員会を開催し、調査研究を行ってまいりました。当特別委員会といたしましては、議員倫理に関しての必要性や他市の状況等を調査するとともに、委員による協議によりまして議員倫理に関して文書化することに決定し、どのような形態とするか、また、内容について会派および各委員から案の提出を求め、最初に3案の提出がありました。

提出された3案について検討と協議を重ね、出された意見を参考に、その後修正された2案が提出されました。この2案につきまして、さらに協議を行ってまいりましたが合意形成には至らず、当委員会といたしまして継続協議とすることにいたしました。議会運営委員会および議長からの要請もあり、本年3月14日、再度協議いたしました。

結果、飛騨市議会基本条例の一部改正、飛騨市議会議員政治倫理規範および飛騨市議会政治倫理審査会規程について全会一致で合意することができました。

この政治倫理に関する案の特徴といたしましては、飛騨市議会基本条例第24条に定める議員の政治倫理について行為規範を定めることとし、同条第24条の次に2と3を加え、政治倫理審査会を設置することと決めました。この政治倫理審査会は、常に議会に設置するとともに、委員は議員の任期中その任に当たることとしています。また、申し立てについては、議員のほか市民からも紹介議員を介して申し立てができるものとしています。本定例会において、飛騨市議会基本条例の一部改正については議会運営委員会から、飛騨市議会政治倫理規範および飛騨市議会政治倫理審査会規程については、この議会改革特別委員会発議として上程させていただきますので、ご審議の上賛同いただきますようお願いいたします。

なお、委員会において結論が見出せなかった倫理の基準を、政治倫理規範に記載することについては、この後設置される政治倫理審査会において検討されるようお願いいたします。また、当委員会において調査研究することとなっていました議会活性化については、この後設置されることになっております議員定数等特別委員会に申し送ることに決定いたしました。

次に、政務活動費について報告いたします。11月26日に開催されました全員協議会におきまして、議会政務活動費の交付について提案があり、全員協議会におきまして特別委員会において協議、検討することに決定されました。それを受けまして、特別委員会といたしまして必要性や県内他市の状況等を調査し検討いたしました。その結果、議会基本条例の施行に伴い、議員としての調査活動範囲が広範になったこと等により、政務活動費が必要であるとのことで一致しました。交付に当たっては、真に政務活動に要する経費として交付されるものとなり、全ての支出に領収書等の証明書添付を義務付けるとともに、公開を原則とすること。また、交付に当たっては事前交付ではなく、実績により交付される事後交付とすることなどが全会一致で決定され、交付額については月額1万円をめどとして、年額12万円を限度とすることによって一致いたしました。

ただ今申し上げました政務活動費の交付につきましては、本定例会で発議とすることで特別委員会におきまして一致し決定いたしましたので、この後、特別委員会として発議させていただきます。議員諸氏の賛同をお願いいたします。以上で、議会改革特別委員会の報告を終わらせていただきます。

〔議会特別委員長 森下真次 着席〕

◎議長（天木幸男）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

質疑なしと認めます。これで、議会改革特別委員会の報告を終わります。

◆日程第65 発議第3号 飛騨市議会基本条例の一部を改正する条例について

◎議長（天木幸男）

日程第65、発議第3号、飛騨市議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案について説明を求めます。

〔議会運営委員長 菅沼明彦 登壇〕

●議会運営委員長（菅沼明彦）

発議第3号、飛騨市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成25年3月21日提出。提出者、飛騨市議会運営委員会委員長、菅沼明彦。提案理由、地方自治法の改正に伴う改正。改正内容につきましては、資料要旨で説明させていただきます。3枚めくってください。

改正の趣旨、地方自治法の改正等に伴う改正。2、改正の内容。（1）地方自治法の改正に伴う改正。地方自治法の改正により、政務調査費が政務活動費に名称を改めたことに伴い、当該条例関係条項を改正するもの。（2）政治倫理審査会を設置するための改正。市民の代表である議員として、倫理意識保持のため政治倫理審査会を設置すること及び議員として遵守すべき行為規範を議会において定めることを規定するもの。3、施行日、公布の日。

〔議会運営委員長 菅沼明彦 着席〕

◎議長（天木幸男）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております発議第3号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

ご異議なしと認めます。よって、発議第3号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

ご異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◆日程第66 発議第4号 飛騨市議会議員政治倫理行為規範について

◎議長（天木幸男）

日程第66、発議第4号、飛騨市議会議員政治倫理行為規範についてを議題といたします。本案について説明を求めます。

〔議会改革特別委員長 森下真次 登壇〕

●議会改革特別委員長（森下真次）

発議第4号、飛騨市議会議員政治倫理行為規範を別紙のとおり制定する。平成25年3月21日提出。提出者、飛騨市議会改革特別委員会委員長、森下真次。提案理由、市民の代表である議員として倫理意識保持のため、政治倫理審査会を設置する規程及び議員として遵守すべき行為規範を議会において定めるもの。内容につきましては、資料要旨で説明させていただきます。最後のページをご覧ください。

1、制定の要旨。市民の代表である議員として倫理意識保持のため、議員として遵守すべき行為規範を定める。2、制定の背景。政治倫理の確立は、議会活動の根幹をなすものであり、議員は市民の代表として高い倫理意識をもって誠実に活動するとともに、地方自治法及び飛騨市議会基本条例の本旨に則り、議員としての使命感をもって飛騨市の発展と住民の福祉向上に貢献し、いやしくも市民の信頼にもとることがないように、飛騨市議会議員政治倫理行為規範を定めるもの。3、施行日、公布の日からであります。

〔議会改革特別委員長 森下真次 着席〕

◎議長（天木幸男）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

質疑がないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております発議第4号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

異議なしと認めます。よって、発議第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。これより自由討議を行います。自由討議はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論は

ありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

ご異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◆日程第67 発議第5号 飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例について

◎議長（天木幸男）

日程第67、発議第5号、飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例についてを議題といたします。本案について説明を求めます。

〔議会改革特別委員長 森下真次 登壇〕

●議会改革特別委員長（森下真次）

発議第5号、飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例を別紙のとおり制定する。平成25年3月21日提出。提出者、飛騨市議会議会改革特別委員会委員長、森下真次。提案理由、市政に対する議員の調査研究活動等の充実と活性化を図るため。内容につきましては、資料要旨で説明させていただきます。最終ページをご覧ください。

1、制定の要旨。市政に対する議員の調査研究活動等の充実と活性化を図るため。2、制定の背景。地方分権の進展に対応した議員の審議能力を強化する観点から、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として政務活動費の交付を制度化する。3、施行日です。平成25年4月1日。以上であります。

〔議会改革特別委員長 森下真次 着席〕

◎議長（天木幸男）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております発議第5号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

ご異議なしと認めます。よって、発議第5号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

ご異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◆休憩

◎議長（天木幸男）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時30分からといたします。

（ 休憩 午前11時53分 再開 午後1時30分 ）

◆再開

◎副議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。ただ今、天木幸男議長から議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎副議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し議題といたします。

◆追加日程第1 議長の辞職の件について

◎副議長（葛谷寛徳）

追加日程第1、議長の辞職の件について議題といたします。職員に辞職願を朗読させます。

□議会事務局長（野村重昭）

それでは、朗読させていただきます。

平成25年3月21日、飛騨市議会副議長、葛谷寛徳様。飛騨市議会議長、天木幸男。辞職願、このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。以上です。

◎副議長（葛谷寛徳）

お諮りいたします。天木幸男議長の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎副議長（葛谷寛徳）

異議なしと認めます。よって、天木幸男議長の議長の辞職を許可することに決定しました。

◆休憩

◎副議長（葛谷寛徳）

ここで、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後 1 時 3 1 分 再開 午後 1 時 3 2 分 ）

◆再開

◎副議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

天木幸男君から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。13番、天木幸男君。

〔13番 天木幸男 登壇〕

○13番（天木幸男）

ただ今は、私の辞任願をご承認いただきまして誠にありがとうございました。議長の職を辞するにあたりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

平成24年3月議長にご推挙いただき、議長の重責に就任いたしましてから1年、その使命を全うするため私なりに誠心誠意微力ながら全力を尽くしてまいったところがあります。本日まで大過なく議長の職責を果たすことができましたのも、ひとえに葛谷副議長をはじめとする議員の先生方や議会事務局のスタッフの皆さん方、ならびに井上市長を中心とする執行部の皆さん方のご支援とご協力の賜物と心より深く感謝申し上げる次第であります。

ようやく議会も、市民に開かれた議会を目指した議会基本条例も軌道に乗りつつあり、二元代表制としての役目を果たす議会活動が展開できるようになりました。今後、より一層市民に分かりやすい議会に努め、住民の皆さん方の負託に応えていかなければならないと思っている次第であります。

非才な私にご協力を賜り、おかげで曲がりなりにもその任を全うできましたことに対し、ここに重ねてお礼申し上げますとともに、これからも一議員として議員の皆様方と相携え、飛驒市政の発展と住民の福祉、生活の向上に一生懸命努力してまいりたいと思

います。従前にも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、退任のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

〔13番 天木幸男 着席〕

◎副議長（葛谷寛徳）

ただ今、議長が欠員となりました。お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎副議長（葛谷寛徳）

異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

#### ◆追加日程第2 議長の選挙

◎副議長（葛谷寛徳）

追加日程第2、これより議長の選挙を行います。議長の選挙は、投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎副議長（葛谷寛徳）

ただ今の出席議員は17名であります。ただ今から、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◎副議長（葛谷寛徳）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」との声あり。）

◎副議長（葛谷寛徳）

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎副議長（葛谷寛徳）

異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼に応じて議長席に向かって右の方から登壇し、順次投票した後、左の方から降壇願います。

点呼を命じます。

〔議会事務局長の点呼に従い投票〕

◎副議長（葛谷寛徳）

投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり。）

◎副議長（葛谷寛徳）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場解鎖〕

◎副議長（葛谷寛徳）

開票を行います。会議規則第31条第2項により、立会人に1番、前川文博君、6番、後藤和正君を指名いたします。開票の立会いをお願いいたします。

〔立会人登壇〕

〔開 票〕

〔立会人着席〕

◎副議長（葛谷寛徳）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは出席議員数に符合いたしております。有効投票17票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、内海良郎議員14票、野村勝憲議員1票、山下博文議員1票、白票1票、以上のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は5票です。したがって、内海良郎君が議長に当選となりました。

ただ今、議長に当選されました内海良郎君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

発言の申し出がありますので、これを許可いたします。9番、内海良郎君。

〔9番 内海良郎 登壇〕

○9番（内海良郎）

飛騨市議長に就任させていただくにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

はじめに、まず、私のような浅学非才で至らぬ者が、名誉ある飛騨市議長にさせていただきましたことに感謝申し上げます。就任させていただくにあたりまして、議員の皆様にお誓いします。議会は、市民の多様な意見を代弁する合議機関であります。つきましては、議長として今まで以上に公平、公正、透明な開かれた議会であることと市民の皆様が感じていただけますよう、誠心誠意尽力することを誓います。そして、議員の皆様をお願い申し上げます。今、飛騨市議会が最初に成し遂げなければならないことは、飛騨市議会が市民の信頼を得ることだと思います。くしくも飛騨市合併10年目の節目にある年とともに、今年は巳年であります。蛇は脱皮して成長していきます。私ども議員は、過去のしがらみから脱皮して、今こそ今後の飛騨市づくりを未来志向に徹して成し遂げようではありませんか。つきましては、議会は二元代表制の下、人口減少と少子高齢化の現状と市民の声を捉え、政策を提言、立案することで市長を競い合い、その上で市長と協力協働して最良の意思決定を導く機関として、市民から評価を得たいと思います。議員一人一人は、それぞれ今まで培ってきた道において得意分野のエキスパートでありますので、惜しみなくそれを飛騨市のために発揮していただきたいと思っております。

最後に、地方自治は住民自治であります。行政の究極の目的は、飛騨市民が幸せになるために力を合わせることに尽きると思います。17人の議員が一致して、与えられた使命を果たされんことをお願い申し上げ、御礼とお願いのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔9番 内海良郎 着席〕

◎副議長（葛谷寛徳）

以上で、議長の選挙を終わります。

◆休憩

◎副議長（葛谷寛徳）

この際、議事の整理上、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時48分 再開 午後1時50分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

会議を再開します。ただ今、葛谷寛徳副議長から辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

◆追加日程第3 副議長辞職の件について

◎議長（内海良郎）

追加日程第3、副議長辞職の件について議題といたします。職員に辞職願を朗読させます。

□議会事務局長（野村重昭）

それでは、朗読させていただきます。

平成25年3月21日、飛騨市議会議長、内海良郎様。飛騨市議会副議長、葛谷寛徳。辞職願、このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。以上でございます。

◎議長（内海良郎）

お諮りいたします。葛谷寛徳副議長の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。よって、葛谷寛徳副議長の副議長の辞職を許可することに決定しました。

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで、暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後 1 時 5 1 分 再開 午後 1 時 5 1 分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただ今、副議長が欠員となりました。お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◆休憩

◎議長（内海良郎）

暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後 1 時 5 2 分 再開 午後 1 時 5 2 分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

会議を再開します。

◆追加日程第 4 副議長の選挙

◎議長（内海良郎）

追加日程第 4、これより副議長の選挙を行います。副議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎議長（内海良郎）

ただ今の出席議員は17名であります。ただ今から、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◎議長（内海良郎）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎議長（内海良郎）

異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼に応じて、議長席に向かって右の方から登壇し、順次投票した後、左の方から降壇願います。

点呼を命じます。

〔議会議務局長の点呼に従い投票〕

◎議長（内海良郎）

投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場解鎖〕

◎議長（内海良郎）

開票を行います。会議規則第31条第2項により、立会人に2番、中嶋国則君、4番、洞口和彦君を指名いたします。開票の立会いをお願いいたします。

〔立会人登壇〕

〔開 票〕

〔立会人着席〕

◎議長（内海良郎）

選挙の結果を報告します。投票総数17票、これは出席議員に符合しております。有効投票17票、無効投票ゼロであります。葛谷寛徳議員16票、白票1票。以上のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は5票です。したがって、葛谷寛徳君が副議長に当選となりました。ただ今、副議長に当選されました葛谷寛徳君が議長におられますので、本

席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

発言の申し出がありますので、これを許可します。14番、葛谷寛徳君。

〔14番 葛谷寛徳 登壇〕

○14番（葛谷寛徳）

一言ご挨拶をさせていただきます。ただ今は、議員の皆様方にご推挙いただきまして誠にありがとうございます。大変な副議長という職ではございますが、何とか皆様方のご協力をいただきまして、全うしていきたいと思っております。

昨年の4月、議会基本条例に基づきまして開かれた議会、また政策提言のできる議会を進めてまいりましたが、今まで以上に充実した内容で取り組んでいきたいと思っております。どうか、皆様方のご協力をいただきながら、市民に信頼される議会を目指して頑張っていきたいと思っております。今年は合併10周年の節目の年でございます。内海議長を支えながら力いっぱい頑張っていきますので、執行部の皆様方のご理解、また議員皆様方のご指導をお願い申し上げまして御礼のご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔14番 葛谷寛徳 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で副議長の選挙を終わります。

#### ◆休憩

◎議長（内海良郎）

この際、議事の整理上、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時04分 再開 午後2時05分 ）

#### ◆再開

◎議長（内海良郎）

休憩を解き、会議を再開します。お諮りいたします。お手元に配付しましたとおり追加日程第5、常任委員の選任から、追加日程第15、閉会中の審査の申し出についてまでを日程に追加いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、追加日程第5から追加日程第15までを追加日程とすることに決定いたしました。

◆追加日程第5 常任委員の選任

◎議長（内海良郎）

追加日程第5、常任委員の選任を行います。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおり指名いたします。この後、休憩に入りますので、直ちに常任委員会を開会し、正副委員長を選任され、議長まで報告願います。再開は、各常任委員長、副委員長が決定次第とします。なお、総務常任委員会は協議会室、産業常任委員会は委員会室といたします。また、委員長が決まるまでは、年長の委員が委員長の職務を行っていただきます。したがって、総務常任委員会は山下博文君、産業常任委員会は天木幸男君に委員長の職務をお願いいたします。

◆休憩

◎議長（内海良郎）

それでは、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時07分 再開 午後2時17分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

休憩を解き、会議を再開します。

各常任委員会より委員長、副委員長の報告がありました。総務常任委員長には12番、谷口充希子君、同じく副委員長には3番、田中清安君。産業常任委員長には11番、高原邦子君、同じく副委員長には6番、後藤和正君がそれぞれ選出されました。以上、報告いたします。

◆追加日程第6 議会運営委員会委員の選任

◎議長（内海良郎）

追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により3番、田中清安君、10番、森下真次君、11番、高原邦子君、12番、谷口充希子君、13番、天木幸男君、15番、山下博文君、16番、池田寛一君を指名いたします。

ただ今から休憩に入りますので、直ちに議会運営委員会を開催され、正副委員長を協議していただき、議長まで報告願います。会議室は委員会室といたします。委員長が決まるまでは、年長の委員が委員長の職務を行っていただきます。よって、天木幸男議員に委員長の職務をお願いいたします。再開は、議会運営委員会終了次第とします。

◆休憩

◎議長（内海良郎）

それでは暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後2時18分 再開 午後2時27分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

休憩を解き、会議を再開いたします。議会運営委員会より、委員長、副委員長の報告がありましたので報告いたします。議会運営委員長には10番、森下真次君、同じく副委員長には16番、池田寛一君が選出されました。以上、報告いたします。

◆追加日程第7 発議第6号 広報広聴特別委員会設置に関する発議

◎議長（内海良郎）

追加日程第7、発議第6号、広報広聴特別委員会設置に関する決議を議題といたします。説明を求めます。議会運営委員長、森下真次君。

〔議会運営委員長 森下真次 登壇〕

●議会運営委員長（森下真次）

発議第6号、次のとおり広報広聴特別委員会を設置するものとする。名称、広報広聴特別委員会。目的、飛騨市議会基本条例第7条第4項の規定に基づき、平成25年飛騨市議会に関する議会だよりの編集及び飛騨市ホームページの議会情報掲載等議会広報に関する調査研究。市民意見交換会の開催、企画及び調整。委員定数、8人。継続期間、委員会は議会だよりの編集、調査及び市民意見交換会の終了まで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。平成25年3月21日提出。提出者、議会運営委員会委員長、森下真次。

〔議会運営委員長 森下真次 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑はないようでありますので、質疑を終結いたします。次に、自由討議を行います。自由討議はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ないようですので、自由討議を終結します。次に、討論を行います。討論はありますか。

〔なし〕との声あり。〕

◎議長（内海良郎）

ないようですので、討論を終結します。議会運営委員長、森下真次君から提出されました、広報広聴特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕との声あり。〕

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。したがって、広報誌の編集および意見交換会を開催するため、8人の委員で構成する広報広聴特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。広報広聴特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により1番、前川文博君、2番、中嶋国則君、3番、田中清安君、4番洞口和彦君、5番、野村勝憲君、6番、後藤和正君、7番、福田武彦君、14番、葛谷寛徳君の8名を指名いたします。

ただ今から休憩に入りますので、直ちに広報広聴特別委員会を開催され、委員長、副委員長および会期を協議していただき、議長に報告願います。なお、会議室は委員会室といたします。また、委員長が決まるまでの年長の委員であります野村勝憲議員に、委員長の職務を行っていただきます。再開は、広報広聴特別委員会終了次第とします。

◆休憩

◎議長（内海良郎）

それでは、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時31分 再開 午後2時37分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

休憩を解き、会議を再開します。広報広聴特別委員会より、委員長、副委員長の報告がありましたので報告いたします。広報広聴特別委員長には14番、葛谷寛徳君、同副委員長には7番、福田武彦君が選任されました。

◆追加日程第8 発議第7号 議員定数等特別委員会設置に関する決議

◎議長（内海良郎）

追加日程第8、発議第7号、議員定数等特別委員会設置に関する決議を議題といたします。説明を求めます。議会運営委員長、森下真次君。

〔議会運営委員長 森下真次 登壇〕

●議会運営委員長（森下真次）

発議第7号、次のとおり議員定数等特別委員会を設置するものとする。名称、議員定数等特別委員会。目的、平成23年12月15日、発議第4号、飛騨市議会議員定数に関する決議に基づき、議員定数等について調査研究を行う。委員定数、9人。継続期間、委員会は本調査が終了するまで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。平成25年3月21日提出。提出者、議会運営委員会委員長、森下真次。

〔議会運営委員長 森下真次 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。次に、自由討議を行います。自由討議はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ないようですので、自由討議を終結します。次に、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ないようですので、討論を終結いたします。議会運営委員長、森下真次君から提出されました、議員定数等特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。したがって、議員定数等の調査検討を行うため、9人の委員で構成する議会定数等特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議員定数等特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により1番、前川文博君、2番、中嶋国則君、6番、後藤和正君、10番、森下真次君、11番、高原邦子君、13番、谷口充希子君、13番、天木幸男君、15番、山下博文君、16番、池田寛一君の9名を指名いたします。ただ今から休憩に入りますので、直ちに議員定数等特別委員会を開催され、委員長、副委員長および会期を協議していただき、議長に報告願います。なお、会議室は委員会室といたします。また、委員長が決まるまで年長の委員であります天木幸男議員に委員長の職務を行っていただきます。再開は、議員定数等特別委員会終了次第とします。

◆休憩

◎議長（内海良郎）

それでは、暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後４時４１分 再開 午後２時４７分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

休憩を解き、会議を再開します。議員定数等特別委員会より、委員長、副委員長の報告がありましたので報告いたします。議員定数等特別委員長には６番、後藤和正君、同副委員長には１番、前川文博君が選任されました。

◆追加日程第９ 発議第８号 飛騨市議会政治倫理審査会規程について

◎議長（内海良郎）

追加日程第９、発議第８号、飛騨市議会政治倫理審査会規程についてを議題といたします。説明を求めます。議会改革特別委員長、森下真次君。

〔議会改革特別委員長 森下真次 登壇〕

●議会改革特別委員長（森下真次）

発議第８号、飛騨市議会政治倫理審査会規程を別紙のとおり制定する。平成２５年３月２１日提出。提出者、飛騨市議会議会改革特別委員会委員長、森下真次。提案理由、市民の代表である議員として倫理意識保持のため、政治倫理審査会を設置する規程及び議員として遵守すべき行為規範を議会において定めるもの。内容につきましては、資料用で説明させていただきます。最終ページをご覧ください。

制定の要旨、市民の代表である議員として倫理意識保持のため、政治倫理審査会を設置する規程を定めるもの。２、制定の背景、政治倫理の確立は、議会活動の根幹をなすものであり、議員は市民の代表として高い倫理意識をもって誠実に活動するとともに、地方自治法及び飛騨市議会基本条例の本旨に則り、議員としての使命感をもって飛騨市の発展と住民の福祉向上に貢献し、いやしくも市民の信頼にもとることがないよう、飛騨市議会議員政治倫理行為規範を遵守すべき、政治倫理審査規程を定めるもの。３、施行日であります、公布の日からであります。以上です。

〔議会改革特別委員長 森下真次 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。次に、自由討議を行います。

自由討議はありませんか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

ないようですので、自由討議を終結します。次に、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

ないようですので、討論を終結します。議会改革特別委員長、森下真次君から提出されました、発議第8号、飛騨市議会政治倫理審査会規程のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただ今可決されました飛騨市議会政治倫理審査会規程に基づき、委員に1番、前川文博君、3番、田中清安君、4番、洞口和彦君、8番、菅沼明彦君、10番、森下真次君、12番、谷口充希子君、13番、天木幸男君、16番、池田寛一君、17番、籠山恵美子君の以上9名を指名いたします。

ただ今から休憩に入りますので、直ちに飛騨市議会政治倫理審査会を開催され、会長を選任していただき、議長に報告願います。なお、会議室は委員会室といたします。また、委員長が決まるまで、年長の委員であります天木幸男議員に委員長の職務を行っていただきます。再開は、飛騨市議会政治倫理審査会終了次第とします。

#### ◆休憩

◎議長(内海良郎)

それでは、暫時休憩とします。

( 休憩 午後2時51分 再開 午後2時57分 )

#### ◆再開

◎議長(内海良郎)

休憩を解き、会議を再開します。飛騨市議会政治倫理審査会より、会長、職務代理者の報告がありましたので報告いたします。政治倫理審査会会長には3番、田中清安君、職務代理者には16番、池田寛一君が選任されました。

◆追加日程第10 古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙

◎議長（内海良郎）

追加日程第10、古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙について議題といたします。古川国府給食センター利用組合議会議員のうち、福田武彦議員、および森下真議員から辞職願が提出され、組合議会の議員が2名欠員となりましたので選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、指名推薦によることに決定しました。

お諮りいたします。指名推薦は、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

最初に、古川国府給食センター利用組合議会議員に2番、中嶋国則君を指名いたします。お諮りします。ただ今、議長において指名いたしました2番、中嶋国則君を古川国府給食センター利用組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました中嶋国則君が、古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました。

ただ今、古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました中嶋国則君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、古川国府給食センター利用組合議会議員に13番、天木幸男君を指名いたします。お諮りします。ただ今、議長において指名いたしました13番、天木幸男君を古川国府給食センター利用組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました天木幸男君が、古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました。

ただ今、古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました天木幸男君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◆追加日程第11 議案第79号 飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて

◎議長（内海良郎）

追加日程第11、議案第79号、飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

はじめに、地方自治法第117条の規定により8番、菅沼明彦君の退席を求めます。

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時01分 再開 午後3時01分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

休憩を解き、会議を再開します。本案について説明を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、議案第79号について説明をいたします。

下記の者を飛騨市監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。氏名でございますが、菅沼明彦。生年月日、昭和22年3月8日、66歳。住所、飛騨市古川町金森町3番11号。提案理由でございますが、監査委員の辞職による選任でございます。よろしく願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようでありますので、質疑を終結します。お諮りします。ただ今議題となっております議案第79号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより自由討議を行います。自由討議はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認めます。それでは自由討議を終結し、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

討論なしと認めます。それでは討論を終結し、採決をいたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第79号につきましては原案のとおり同意されました。

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで、そのまま暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時03分 再開 午後3時04分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆追加日程第12 各種委員の選任

◎議長（内海良郎）

追加日程第12、各種委員の選任についてを議題といたします。各種委員の選任については、ただ今お手元にお配りしました飛騨市議会役員編成表のとおりといたします。

各種委員の選任については、ただ今決定いたしました委員等を整理した後に、飛騨市議会役員編成表のとおり配付させていただきますのでお願いいたします。

なお、先ほど議長交代により、飛騨市農業共済事務組合議会についても、議長が議員となりますので申し添えます。

各常任委員会、議会運営委員会から、委員会において審査あるいは調査中の事件について、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査、調査の申し出があります。これらを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認め、これらを日程に追加し議題とすることに決定しました。

◆追加日程第13 閉会中の審査の申し出について（総務常任委員会）  
から

追加日程第15 閉会中の審査の申し出について（議会運営委員会）

◎議長（内海良郎）

追加日程第13から追加日程第15につきまして、一括議題といたします。お諮りします。閉会中の継続審査、調査については、お手元に配付しました申出書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、申出書のとおり行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

2月25日に開会いたしました、第1回定例会が閉会することになりました。御礼を申し上げたいと思います。今議会では165億1,000万円の新年度一般会計予算をはじめ、飛騨市農業支援協議会条例の制定など、提案いたしました数多くの議案について25日間にわたり慎重なるご審議をいただき、適切なるご決定を賜りありがとうございます。議員の皆様方から賜りました数々のご意見や、ご提言につきましては、真摯に受け止めさせていただくとともに、今後の市政運営に活かしてまいりたいと考えております。

今年は、合併10年の節目の年でございます。飛騨市発展のため、職員一丸となってこれまで築き上げてまいりました土台を礎に、堅実に力強く未来に向かって前進する所存でございますので、議員各位におかれましては今後ともより一層のご支援、ご指導を賜りますことをお願い申し上げます。

最後に、天木前議長の今年1年の大変なご苦勞に心から感謝申し上げますとともに、内海新議長のもと、飛騨市議会が更なる発展をいたしますことを心からご祈念申し上げまして、簡単でございますけれどもご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で、市長の発言が終わりました。

◆閉会

◎議長（内海良郎）

それでは、本日の会議を閉じ、2月25日から25日間にわたりました平成25年第1回飛騨市議会定例会を閉会といたします。

（ 閉会 午後3時09分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会新議長

内 海 良 郎

飛騨市議会旧議長

天 木 幸 男

飛騨市議会副議長（臨時議長）

葛 谷 寛 徳

飛騨市議会議員（7番）

福 田 武 彦

飛騨市議会議員（8番）

菅 沼 明 彦